

特定処遇改善加算に基づく取組みについて

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」

社会福祉法人北山会の下記事業所は令和2年3月より「介護職員等特定処遇改善加算」を取得しております。

【加算の取得状況】

- ・特別養護老人ホーム さくらヶ丘 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- ・特別養護老人ホーム さくらヶ丘（ショート） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
- ・デイサービスセンター さくらの苑 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
- ・ヘルパーステーション さくらの苑 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容】

○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

○労働環境・処遇の改善

- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

○その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・非正規職員から正規職員への転換